

NO.	項目	条	項	号	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
						結論	理由
	前文						
1		1段落			<p>以下のように修正する。 （以下修正案） 「手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、物の名称や意思、概念等を手指の動き、表情等により視覚的に表現する言語です。 ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解するため、また知識を深め、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に長く受け継いできました。 手話はろう者の母語です。」</p>	一部最終案に反映いたします	<p>修正案のうち、第二文の「物事を考え」と第三文の「母語」については、下記のとおり最終案に反映いたします。それ以外の部分は、現在の前文の第一段落及び基本理念を定めた第三条で読み込める内容であると考えております。 （以下修正案） 「手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、物の名称や意思、概念等を手指の動き、表情等により視覚的に表現する言語である。ろう者が思考し、情報を取得し、意思疎通を図る手段として用いられる母語であり、日常生活や社会生活を営む上で重要なものとして、大切に育まれてきた。」</p>
2		1段落			<p>手話を見るものという「視覚的」という言葉を削除してほしい。 目の不自由な盲ろう者には触手話もあるため、手話が見るものと限定的に認識されないようにする必要がある。</p>	ガイドライン作成時の参考といたします	<p>本条例の「手話」には、接近手話や触手話も含まれますが、前文に記載している「手話」は視覚障害のないろう者が使用する手話を想定した記載としております。 なお、盲ろう者には、ろう（聴覚障害）から視覚障害を伴った「ろうベース盲ろう」の方がいること、また盲ろう者のコミュニケーション手段として、接近手話や触手話があること等は、ガイドラインに記載する方針です。</p>
3		3段落			<p>条例案前文「このような状況の下、～言いがたい状況にある。」現在に至るまでの「国等」と「県」の動きは区別して明記し、また「言いがたい状況」と断定されている根拠を示してください。</p>	御意見として賜ります	<p>前文の第三段落は、手話に関する法令の国レベルでの動きを記載しております。 また「言いがたい状況」という表現は、当事者団体からの意見を踏まえた、現在の状況についての認識を表現しています。</p>
4		4段落			<p>以下のように修正する。 （以下修正案） 「ろう者の多くは手話で暮らしています。平成二十三年に起こった「東日本大震災」で手話による情報伝達がないために多くの犠牲者がでました。「手話は言語・手話は命」です。いつでも・どこでも・安心して手話ができる社会づくりを目指し、全てのろう者、及び手話への理解を深め、お互いの人格と個性を尊重しあえる地域社会を実現するため、この条例を制定する。」</p>	一部最終案に反映いたします	<p>第3段落を以下のとおり修正します。 「・・・障害者の権利に関する条約に批准をしたが、東日本大震災では、手話による情報伝達において、非常に厳しい状況におかれるなど、いまだ手話に対する理解や普及は深まっているとは言いがたい状況にある。」</p>
5					<p>共生社会条例（仮称）同様、前文に、「東日本大震災」に言及してほしい。</p>	最終案に反映いたします	<p>第3段落を以下のとおり修正します。 「・・・障害者の権利に関する条約に批准をしたが、東日本大震災では、手話による情報伝達において、非常に厳しい状況におかれるなど、いまだ手話に対する理解や普及は深まっているとは言いがたい状況にある。」</p>

6				手話の言語性を明記しているが、出生後、最初に習得する母語性（第一言語性）についても言及してほしい。	最終案に反映いたします	前文第1段落を以下のとおり修正します。 「手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、物の名称や意思、概念等を手指の動き、表情等により視覚的に表現する言語である。ろう者が思考し、情報を取得し、意思疎通を図る手段として用いられる母語であり、日常生活や社会生活を営む上で重要なものとして、大切に育まれてきた。」
	第一章					
7	目的	1		「ろう者」と「手話」に限定して制定される手話言語条例で、ろう者であり、視覚障害を併せ持つ盲ろう者が暮らしやすい環境整備についても含まれるように、それが分かるような記述をして欲しい。 さらに言えば、手話は中間案で定義されている「ろう者」だけでなく、難聴者や病気等が原因で音声による発声が困難になった者、そして途中で盲ろうとなった者など、さまざまな人が使用していることも申し添えたい。	現在の規定で読み込める内容となっております	「ろう者」について「聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう」と定義しており、視覚障害を併せ持つ盲ろう者も含まれております。 なお、ガイドラインには、手話を使用する方々の中には、難聴者や発声が困難な方々もいることを記載する方針です。
8	定義	2	1	ろう者の中には、視覚障害を伴う盲ろう者もいるので、「ろう者」から視覚に障害を併せ持つ「盲ろう者」が排除されないようにする必要がある。 (提案) (手話を母語とする盲ろう者も含む。)、または、(手話を母語として生活を営む盲ろう者も含む)と記述してはどうか。また、社会で「ろう者」について分からない一般国民は、「ろう者」は、全く聴こえない人と認識している方も少なくないと思われる。「手話を使用して～」とだけ記述すると、手話を使う人は「ろう者」という認識にならないか。「ろう文化」のなかで育まれてきた聴覚障害者であることも加えられると理解しやすくなるのではないか。	現在の規定で読み込める内容となっております	「ろう者」について「聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう」と定義しており、視覚障害を併せ持つ盲ろう者も含まれております。 なお、ガイドラインには、盲ろう者のコミュニケーション手段として接近手話や触手話があることを記載する方針です。

9	定義	2	3	<p>「聴覚障害者」の定義をもうけるべきで、以下のような規定を提案する。</p> <p>聴覚の機能の障害がある者であって、当該障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>「ろう者」の定義に聴覚障害者という言葉があるが、その定義がないため定義を設けるべきである。聴覚障害者は多様であり、身体障害者手帳を取得している者に限らず、聞こえない／聞こえにくい人はたくさんいる。</p> <p>手話はろう者にとっての母語(第一言語)ではあるが、難聴や中途失聴者にとっての意思疎通手段でもある。この手話言語条例が宣言に留まらず、手話の普及・啓発までをふくむのであれば、聴覚障害者等手話を要する人々もふくめて規定すべきである。</p>	御意見として賜ります	あらためて「聴覚障害者」の定義をせずとも、「ろう者」の定義が不明確にはならないと考えております。
10	定義	2	3	手話ができる事と、手話通訳ができる事は違うということを明記してほしい。	現在の規定で読み込める内容となっております	第2条第3項の手話通訳者等の定義で読み込める内容となっております。
11	定義	2		手話奉仕員、手話通訳者、手話通訳士、それぞれの資格と役割の違いを記し、名称の使い分けを規定してほしい。	ガイドライン作成時の参考といたします	本条例においては、手話通訳者又は手話を使用することができる者を「手話通訳者等」として規定しており、「手話奉仕員」、「手話通訳者」、「手話通訳士」は全て「手話通訳者等」に含まれるものと考えております。 なお、各資格と役割の違いについては、ガイドラインに記載する方針です。
12	定義	2		第2条（定義）に、条文に使われる文言「手話」は、ろう者の第一言語である「日本手話」であることを定義し、誤った理解につながる曖昧性を排除してください。	御意見として賜ります	本条例は、「手話」が独自の語彙・文法をもつ「言語」であることに着目した条例であることから、「日本手話」を念頭にした規定（言語としての手話、独自の体系を有する言語、文化的所産）をしている部分もありますが、一方で、広く意思疎通を図る手段としての手話（「日本手話」と「日本語対応手話」の両方）を普及することも目的としております。

13	基本理念	3	2	<p>手話を母語として日常生活を営む盲ろう者は、発信は手話を使用するが、受信方法は自分の視覚障害の程度（見え方）により異なる。</p> <p>ろう者が使用する手話が見えない全盲ろうの盲ろう者は、手話を触って読み取る「触手話」で、弱視ろうの盲ろう者は、自分の見え方に合わせた方法で読み取る「弱視手話」、または「接近手話」で、意思疎通を図り、情報保障を受けることがある。また、ろう者が病気や事故等により途中で視覚障害になる可能性も想定されることから、手話を言語として使用する「盲ろう者」がいること、「弱視手話」、「接近手話」、「触手話」があること、その必要性を条例に記述してほしい。</p> <p>「触手話」による意思疎通・コミュニケーション、情報保障に関連する部分で、手話が見えない、見えにくい盲ろう者も想定した文言をどこかに記述して欲しい。</p> <p>例第三条第二号の後に追加、または補足する形で、「手話が見えにくい、見えない盲ろう者には、接近手話（弱視手話）または触手話を用いることもある。」と追記してはどうか。（※注釈を付けて説明する方法でも良い。）</p>	ガイドライン作成時の参考といたします	<p>ガイドラインには、盲ろう者のコミュニケーション手段として接近手話や触手話があることを記載する方針です。</p> <p>なお、障害の特性にあった情報保障は、別に制定を進めている「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」案に規定しております。</p>
14	基本理念	3		<p>基本理念に追加すべきで、以下のような規定を提案する。</p> <p>全て聴覚障害者は、その社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的に配慮され可能な限り、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。</p> <p>手話が言語としていつでも使用できるようにすると同時に、場面に応じて他者とのコミュニケーション手段はさまざまに選択できることが重要である。「聴覚障害者とのコミュニケーションは手話」と限定してしまうことも、本人の生活や他者との関わりを不便にする。</p>	御意見として賜ります	合理的配慮の提供や障害特性に応じた情報保障については、別に制定を進めている「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」案に規定しております。
15	県の責務・県民の責務	6	2	<p>第6条第2項の「手話が言語であることの重要性について 県民の理解を深めるため、自主的に」部分の「重要性について」と「自主的に」の文言は、不要と考えます。</p>	御意見として賜ります	ろう者や手話通訳者等の個人が果たすべき役割と比較すると、ろう者の団体にはより積極的な役割が期待されることから、「重要性」あるいは「自主的に」との表現を用いております。

16	事業者の責務	8		<p>事業者の役割として追加すべきで以下のような規定を提案する。</p> <p>1 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において聴覚障害者がその障害の特性に応じて、手話をはじめとしたコミュニケーション手段を選択することができるための必要な配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動においてその従業者である聴覚障害者がその障害の特性に応じて手話をはじめとしたコミュニケーション手段を選択することができる環境の整備に努めるものとする</p> <p>3 事業者は、聞こえの共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>事業者の役割について、ろう者のサービス利用についてのみ規定しているが、雇用者としての立場としても規定されるべきである。</p>	一部最終案に反映いたします	事業者の責務について、「手話の普及等に関する施策に協力するとともに、」という文言を追加し、包括的に規定します。
17	事業者の責務	8		第8条（事業者の責務ろう者の就業にかかわる「働きやすい環境を整備するよう」の追記が必要と考えます。	御意見として賜ります	合理的配慮の提供については、別に制定を進めている「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」案で包括的に規定しております。
	第二章					
18	学ぶ機会	9		手話を広く社会に普及させること、手話を学ぶ機会を確保していくことを規定するのであれば、途中で聴覚障害や盲ろう者になった者にも手話を学ぶ機会を確保できるように記述したほうが良いのではないかと考える。	現在の規定で読み込める内容となっております	第9条の「県民」には、途中で聴覚障害や盲ろうとなった方々等、障害のある人も含まれることから、現在の案で読み込めると考えております。
19	学ぶ機会	9		<p>一般県民はもちろんのこと、特に聴覚障害のある子ども、中途失聴者・難聴者等の手話を学ぶ機会を明記すべき。</p> <p>聞こえる保護者のもとでは、聴覚障害のある子どもが言語を獲得するのが難しくなっている。また、聞こえる親と聞こえない子どもとのコミュニケーションが十分にとれず、関係性の構築に困難が生じる場合もある。</p> <p>子どもの健診等で聴覚障害が発覚した場合に、さまざまな聴覚障害のある大人とのコミュニケーションを通して、手話を初めとしたさまざまなコミュニケーション手段を親子が獲得できるような支援の仕組みが必要であり、条例でしっかりと位置づけるべきである。</p> <p>また、日本語を獲得してから、中途失聴となった場合にも、手話を獲得することでコミュニケーションの可能性が広がる。中途失聴者にも手話を学んだり、聴覚障害者のコミュニティとつながれるような支援の仕組みを確保すべきだ。</p>	現在の規定で読み込める内容となっております	第9条の「県民」には、途中で聴覚障害や盲ろうとなった方々等障害のある人も含まれることから、現在の案で読み込めると考えております。
20	養成等	10		言語としての手話を教える事ができる指導者の養成を行い、言語としての手話を学ぶ機会を設けてほしい。	現在の規定で読み込める内容となっております	第10条では、手話通訳者等の指導者の養成についても規定しております。

21	学校	11		聞えない聞えにくい子供たちが、手話か聴力の活用かを自分で選ぶことができるよう、支援学校だけでなく、普通校でも手話を使える機会を設けてほしい。	最終案に反映いたします	ろう児等が手話を選べることを明確にするため、第11条第1項に「ろう児等が手話を学び、かつ、手話により学ぶことができるよう」という文言を追記します。 なお、第11条第1項では、「ろう児等が在籍する学校」における手話の普及について規定していることから、支援学校だけでなく普通校も含んでおります。また、第11条に次の1項を追加します。 「3 県は、この条例の目的及び手話に対する理解を深めるための学校における取組を支援するよう努めるものとする。」
22	学校	11		音声言語習得後の聴覚障害に係る手話言語の習得に対する支援を加える。	現在の規定で読み込める内容となっております	御指摘の方々は、第9条の「県民」で読み込めると考えております。
23	学校	11		学校における手話の普及に以下の内容を追加する。 (追記案) 県は、一般学校における(特に小・中学校)手話の理解と普及に努めるものとする。 地域にいるろう児童との関わりや、聞こえる児童の親(ろう者)と学校・地域での関わりを円滑にするための支援に努める。	最終案に反映いたします	学校における手話の普及について、第11条に次の1項を追加します。 「3 県は、この条例の目的及び手話に対する理解を深めるための学校における取組を支援するよう努めるものとする。」
24				第二章の見出しについて「言語としての」を敢えて強調することはなく、「手話の普及等」でよい。	最終案に反映いたします	御指摘のとおり「手話の普及等」に修正いたします。
25				第二章では、言語としての手話の普及等に関して、県を主語とする努力目標しか明記していないので、他の5つの主語による記述があってもよい。	御意見として賜ります	この条例に基づき、県以外の主体が手話の普及等に関して取り組むべき内容は第5条から第8条で整理しております。 第2章の各施策の実施に当たっては、第4条第2項に規定しているとおり、各主体と連携・協力しながら取組を進めてまいります。
	附則					
	その他					
26				新たに項を作り、「災害時の対応」に言及する。	御意見として賜ります	県が制定している「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」において、「防災上の配慮」を規定しているほか、別に制定を進めている「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)」案の情報保障の推進として、災害時の規定を盛り込むこととしており、その中で読み込める内容となっております。 【参考】「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」 第十一条 県は、防災に関し、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保等の施策の推進に努めるものとする。

27				今回の条例制定では、「手話言語条例」も非常に細やかに作られているのに、もっと困っている、盲ろうの人たちへの支援についてはまだまだ足りないように感じております。今後盲ろうの人への配慮もさらに充実させて行ってもらえるといいなと思います。	御意見として賜ります	視覚障害と聴覚障害を併せ持つ盲ろう者の方々への配慮につきましては、引き続きその充実に向け検討していきたいと考えております。
28				ガイドラインの作成や、障害者施策の策定にあたっては障害者団体と相談しながら進めて欲しい。	御意見として賜ります	ガイドラインについては、障害者団体の方々の御意見も参考にしながら作成していきたいと考えております。
29				今後作成が予定されているガイドラインなども、広く県民への周知を行い、意見を求める機会を作っていただきたく存じます。	御意見として賜ります	ガイドラインについては、障害者団体の方々の御意見も参考にしながら作成していきたいと考えております。
30				「共生条例」「手話言語条例」この2つの条例について8月に行われた公開ヒアリングで様々な意見が出ました。条例に載せることではない部分はガイドライン作成時に参考にすると回答がいくつかありましたが、ガイドライン作成の進捗状況はどうなっているのか障害者団体は気にしています。制定までのスケジュールがあまりありませんが、ガイドラインに意見が反映されるように意見交換の場を何度か用意していただければと思います。	御意見として賜ります	条例の施行に合わせてガイドラインも公表したいと考えております。なお、ガイドラインについては、障害者団体の方々の御意見も参考にしながら作成していきたいと考えております。
31				「条例制定」と「ガイドライン作成」と「施策立案」の比重割合を、1：3：6と願っている。にもかかわらず、施策立案の具体的計画がほとんど、見えていない。	御意見として賜ります	御意見として賜ります。
32				団体ヒアリングやタウンミーティングによる意見が十分に反映されたとは言えない状況である。共生社会条例（仮称）への意見では、「御意見として賜ります」が約42%、「ガイドライン作成時の参考といたします」が約20%、「中間案に反映いたします」が約14%となっており、意見を述べても、記録がない内容もあった。	御意見として賜ります	御意見を全て条例案に反映することは難しいことを御理解願います。また、障害者団体向けの説明会でいただいた御意見につきましては、令和2年度第2回障害者施策推進協議会の参考資料として配付しておりますが、当該説明会でいただいた御意見のうち、条例の規定に関するものにつきましては網羅しているものと考えております。
33				「手話言語条例（仮称）中間案」は公表されるまで検討会は開催されておらず（または公開されておらず）、作成過程は不透明です。手話を第一言語とするろう者の方々や県民を交えた検討会等を開催しなかった理由を明らかにすると共に、本条例案の作成過程における議事録等を公表してください。	御意見として賜ります	本条例につきましては、障害者施策推進協議会において審議しており、令和元年度の協議会において制定方針案及び骨子案を、令和2年度第1回協議会において条例の大綱をそれぞれ議題としております。なお、協議会において配布した資料及び議事録は県のHPで公表しております。
34				手話が「ろう者の言語」であることを、あらゆる公的機関をはじめ、広く一般の方たちに理解していただくことが、ろう者が社会で暮らしやすくなる第一歩だと確信しています。また、単なる手話コミュニケーションの伝達手段だけでなく、ろう者のアイデンティティを確立させることが、ろう者がろう者らしく生きていくことに繋がるのだと思います。	現在の規定で読み込める内容となっております	御意見の趣旨は、第3条の基本理念等で規定しております。

35				手話は、ろう者にとっての母語である他、難聴者、中途失聴者、盲ろう者にとってもコミュニケーション、意思疎通手段、情報保障手段になることもある。手話言語条例のなかで、手話を言語として認めるだけでなく、手話の普及や啓発まで規定されるのであれば、聴覚障害者や盲ろう者も含めて、手話を必要とする障害者にも柔軟な理解と対応ができるように規定したほうがよいと考える。「手話」という用語を条例のなかで用いられている以上、ろう者だけが手話を使うという限定的な理解にならないよう、また手話を使う聴覚障害者は「ろう者」だけではないということも分かるように規定すべきである。	現在の規定で読み込める内容となっております	「ろう者」については、「聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう」と定義しており、視覚障害を併せ持つ盲ろう者も含まれております。 なお、ガイドラインには、手話を使用する方々の中には、難聴者や発声が困難な方々もいることや、盲ろう者のコミュニケーション手段として接近手話や触手話があることを記載する方針です。
36				手話言語条例の中間案から、盲ろう者として感じたことは、手話だけでなく、情報コミュニケーション全般に特化した条例の必要性を感じる。障害によって、いろいろなコミュニケーションがあり、手話を言語として認める条例だけを読むと、他にも非音声言語はいくつもあり、音声と手話以外は言語ではないのかという見方やとらえ方も出てくる。 中国語、英語だけの条例や法律、条約などはないことを考えると、盲ろう者のあらゆるコミュニケーション、意思疎通の方法であるということを一一般の方に分かっていたかのような条例でなければならない。限定的な条例ではもったいないと感じる。	御意見として賜ります	別に制定を進めている「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」中で、情報保障も規定していることから、別途情報コミュニケーションについての条例を制定することは考えておりません。
37				手話言語条例の制定にあたっての要望 ・聴覚障害児の手話を育てる支援、および、手話で育てる支援（保育、教育）など ・聴覚障害児が、自分の住む地域で安心して暮らせる地域社会の構築（医療、地域参加など） ・聴覚障害児が同じ障害をもつ仲間や大人と交流できる公的な場の設立 ・聴覚障害があっても地域の子供たちが集う場に参加できる地域づくり ・ろう者（＝ろう当事者）が聴覚障害児を支援するための専門的な人材育成および設置	御意見として賜ります	本条例の制定を機に、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現に取り組んでまいります。
38				①ろう者とは、どんな人？ ②手話言語って何？ ③ろう文化って、どんな文化？ ④聴覚障害者ってどういう障害？ ⑤ろう者が暮らしやすい社会って、どんな社会？ 以上のことが、社会に伝わる、分かりやすい手話言語条例になることを望みたい。 そして、ろう者や手話、意思疎通支援、情報保障で盲ろう者の存在と社会への理解の広がる条例でありますように心から願う。	ガイドライン作成時の参考といたします	御意見につきましては、ガイドライン作成時の参考といたします。 なお、御指摘のあった内容につきましては、条例の前文及び第1条から第3条にかけてまとめております。